

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	住居表示の実施に係る業務の委託について
----	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域振興部地域コミュニティ課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	住居表示の実施
<b>担当課</b>	地域コミュニティ課
<b>目的</b>	番地による住所の混乱を解消し、わかりやすい住所の表示にすることで、公共の福祉の増進に資する。
<b>対象者</b>	住居表示を実施する予定の区域の住民及び事業所の代表者
<b>事業内容</b>	<p>1 住居表示制度とは</p> <p>住居表示未実施地域では、土地の地番を用いて住所を表している。この地番表記の住所は、数多くの建物が同一の住所で表示されることが多く、また土地の売買等により番号の順序が乱れていくことになる。この不便を解消するために、町の中を道路等により街区を分け、規則的に街区符号を付すとともに、各街区内の建物にも規則的に住居番号を付番し、街区符号と住居番号により住所を表すことにより、誰にでもわかりやすい住所とする制度である。</p> <p>2 住居表示実施に係る業務委託について</p> <p>住居表示実施に係る業務は、住民登録や法人登記の有無にかかわらず、現に当該地域に居住する区民及び事業を営む事業所の全てに及ぶため、現地調査が不可欠となる。また、住居表示は議決を得てから速やかに実施する必要があり、現地調査、図画作成、新旧・旧新対照表の作成、決定通知書の各戸配付などの住居表示実施に係る業務を短期間で正確に行う必要がある。そのため、専門知識・実績を持つ専門事業者による、業務委託を行う。</p> <p>3 その他</p> <p>住居表示実施に係る業務委託については、これまで住居表示を実施する地域ごとに審議会に報告を行っていたが、今後は、この報告をもって住居表示実施に係る業務委託を行っていくものとする。</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>本塩町地域においては、平成29年9月に住居表示が実施できるよう事業を進めている。</p> <p style="text-align: center;">※本塩町地域の世帯数及び人口（平成28年12月現在 住民基本台帳）</p> <p style="text-align: center;">世帯数 265世帯                  人口 429人</p> <p>現在、四谷一丁目地域及び三栄町地域において、地元審議会を発足し、住居表示の実施素案に関する検討を行っている。</p> <p>区内の住居表示未実施地域：67町丁（本塩町地域含む）</p>

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、  
その他の委託(第14条第1項)…報告事項

## 件名 住居表示の実施に係る現地調査等業務の委託について

保有課(担当課)	地域コミュニティ課
登録業務の名称	住居表示の実施
委託先	入札により決定(他区市町村で受託実績があり、「プライバシーマーク」を取得していることを入札要件とする。)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区が委託先に提供する情報 【実施予定区域に住居登録している者に係る情報項目】 世帯番号、住民番号、カナ氏名、漢字氏名、住所</li> <li>2 委託先が収集する情報(現地調査による) <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 【実施予定区域に住居登録している者に係る情報項目】 街区符号、住居番号</li> <li>(2) 【実施予定区域内で事業を営む事業所の代表者に係る情報項目】 氏名</li> <li>(3) 【住民登録されておらずかつ現に実施予定区域に住居する者に係る情報項目】 街区符号、住居番号、カナ氏名、漢字氏名及び住所</li> </ol> </li> </ol>
処理させる情報項目の記録媒体	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 紙(対象者リスト及び住居表示調査原票) 下記委託内容(1)で使用</li> <li>2 電磁的媒体(CD-R) 下記委託内容(2、3)で作成</li> </ol>
委託理由	住居表示の実施に伴う住所の変更は、短期間で正確に行わなければならない一方、住居表示に係る業務は、実施予定区域のすべての区民・事業所に及ぶため事務作業量が膨大となる。そのため、当該住居表示に係る業務を、迅速かつ的確に行うため、委託により行うこととする。
委託の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地調査及び付番根拠図の作成 現地調査を行い、地図上の各街区に建物位置・形状と主要な出入口の位置を記録する。調査結果をもとに、各建物に住居番号及び居住者(世帯主)の氏名を記入した、付番根拠図を作成する。</li> <li>2 住居表示旧新・新旧対照表の作成 現地調査の結果から、氏名ごとに、旧新・新旧対照表の版下データ及び新旧対照CSVデータを作成する。</li> <li>3 住居番号決定通知書の配付 住居番号決定通知書、宛名シールを作成し、住居番号決定通知書を世帯主宛ての封筒に入れて全戸配付する。(封筒には、手続説明会の開催案内、手続きの手引き、登記申請用紙等の住居表示の実施に伴う関係資料を同封する。)</li> </ol>
委託の開始時期及び期限	平成29年4月10日から平成29年10月13日まで(予定)(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区と委託先との間の契約書には、別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 区が提供し、委託先が収集した個人情報が記載された記録媒体(以下「記録媒体」という。)の保管状況について、委託先から毎月報告書を提出させる。また、必要に応じて、立入点検を実施する。</li> <li>3 記録媒体の受渡しは、必ず区職員及び委託先従事者が、対面で行う。</li> <li>4 委託業務の終了後、記録媒体を即時に区へ返還させる。</li> <li>5 区から提供された記録媒体を処理したパソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託業務終了後速やかに消去し、消去完了報告書を区に提出する。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。</li> <li>2 記録媒体は施錠ができるキャビネットに保管する。キャビネットは、常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理する。</li> <li>3 毎月、記録媒体の保管状況について、区に報告する。</li> <li>4 記録媒体(電磁的媒体)の取扱いにおいては、第三者に漏えいがないよう、当該電磁的媒体にパスワードを施し、利用者制限を設ける。</li> </ol>

## 件名 住居表示の実施に係る印刷業務の委託について

保有課(担当課)	地域コミュニティ課
登録業務の名称	住居表示の実施
委託先	入札により決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【実施予定区域に居住する者に係る情報項目】 街区符号、住居番号、カナ氏名、漢字氏名、実施前の住所
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(CD-R)
委託理由	住居表示旧新・新旧対照表は、実施前後の住所に関する問い合わせの際の資料となるため、短期間において迅速かつ効率的に印刷する必要がある。 また、住居表示旧新・新旧対照表は、区が住居表示実施証明を発行する際の資料となるため、長期間保存ができるよう、製本を行う必要がある。 上記の理由により、当該印刷業務は委託によって行うこととする。
委託の内容	区から提供された新旧住所の版下データ(PDFファイル)に基づき、住居表示実施日現在の住居表示旧新・新旧対照表を印刷する。
委託の開始時期及び期限	平成29年6月1日から平成29年9月19日まで(予定)(以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 区と委託先との間の契約書には、別紙「特記事項」を付す。 2 毎月、区が提供した個人情報が記載された記録媒体(以下「記録媒体」という。)の保管状況を委託先から報告させ、立入点検等により確認する。 3 記録媒体の受渡しは、必ず区職員及び委託先従事者が、対面で行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。 2 記録媒体は施錠ができるキャビネットに保管する。キャビネットは、常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理する。 3 記録媒体(電磁的媒体)の取扱いにおいては、第三者に漏えいがないよう、当該電磁的媒体にパスワードを施し、利用者制限を設ける。

# 特記事項

## (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

## (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

## (持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

## (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

## (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

## (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を出すものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査)**

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表)**

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。